

お知らせ

ワシントン条約: 第 74 回常設委員会における取引停止勧告について

令和 4 年 4 月 28 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第74回常設委員会(令和4年3月7日~11日、フランスにて開催)の結果を踏まえ、取引停止勧告の対象国が追加される予定です。

取引停止勧告は、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、締約国が条約履行のための国内法が未整備であることやワシントン条約で義務付けられている報告が行われていないこと等、常設委員会からワシントン条約を適切に履行していないと見做された特定の締約国に対して輸出入の取引を停止する勧告が発出され、条約事務局から通知がなされるものです。

今回、取引停止勧告の対象となった締約国が条約履行の状況を改善しない場合は、令和4年5月10日付で条約事務局より取引停止勧告の通知が出されます。

当該通知がなされた場合、これらの締約国との全てのワシントン条約対象貨物の商業目的による輸出入取引を自粛していただくこととなりますので御注意ください。

○第74回常設委員会の結果を受けて取引停止勧告の対象となる国(予定)

アルバニア、チャド、ドミニカ、イラン、カザフスタン、リビア、モンゴル、パラグアイ、セントルシア、サントメ・プリンシペ、シリア

なお、従来より引き続き取引停止勧告の対象となっている締約国及び動植物種は以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html#teishikankoku

ご不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723